静岡県人事委員会は、職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則6-52

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(静岡県人事委員会規則6-6)の一部を次のように改正する。

別表職位分類表(1)一般分類職の表第2等職の項がんセンター医療職給料表(3)の欄中「第1号」を「第1号 及び第2号」に改め、同表第3等職の項がんセンター医療職給料表(3)の欄中「第2号及び第3号」を「第3 号から第5号」に改め、同表第4等職の項行政職給料表の欄中「ア」を削り、同項がんセンター事業職給料 表の欄中「第1号」を削り、同項がんセンター医療職給料表(2)の欄中「第1号」を削り、同項がんセンター 医療職給料表(3)の欄中「第1号」を削り、

同表第5等職の項行政職給料表の欄中

区分表の3の3級第1号イに			
掲げる職	を		に改め、
区分表の2の2級に掲げる職		区分表の2の2級に掲げる職	
区分表の1の1級に掲げる職		区分表の1の1級に掲げる職	
	_		
頁がんセンター事業職給料表の	攔中		
頁がんセンター事業職給料表の 「	攔中	Γ	
頁がんセンター事業職給料表の様 「 がんセンター事業職区分表の	闌中	Γ	
[欄中 	Γ	に改め、
がんセンター事業職区分表の		「 	に改め、
がんセンター事業職区分表の 3の3級第2号に掲げる職		「 がんセンター事業職区分表の 2の2級に掲げる職	に改め、
がんセンター事業職区分表の 3の3級第2号に掲げる職 がんセンター事業職区分表の			に改め、

同項がんセンター医療職給料表(2)の欄中

がんセンター医療職(2)区分表の を 4の4級第2号に掲げる職 に改め、 がんセンター医療職(2)区分表の がんセンター医療職(2)区分の 3の3級に掲げる職 3の3級に掲げる職 がんセンター医療職(2)区分表の がんセンター医療職(2)区分表の 2の2級に掲げる職 2の2級に掲げる職 がんセンター医療職(2)区分表の がんセンター医療職(2)区分表の 1の1級に掲げる職 1の1級に掲げる職

同項がんセンター医療職給料表(3)の欄中「4の4級第2号及び」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。